

京都府再生可能エネルギーの導入等の 促進に関する条例の改正等について

令和7年3月24日

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課

1 本日の御説明事項・御意見をいただきたい事項	3	~	4
2 京都府を取り巻く環境等	5	~	6
3 再エネ条例の改正に向けた検討	7	~	21
(参考) 今後のスケジュール	22		

1 本日の御説明事項・御意見をいただきたい事項

- 令和7年度に再エネ条例の一部規定が失効することを踏まえ、昨年11月27日から再エネ条例の改正に係る議論を開始
- 第1回部会では、再エネ条例の施行状況や再エネプランの取組状況等を確認し、今後の再エネ普及に向けて意見を交換
- 本日は、次の点を事務局から御説明。引き続き、忌憚のない御意見をいただきたい
 - (1) 京都府を取り巻く環境等（前回改正以降の環境変化等を中心）
 - (2) 再エネ条例の改正に向けた検討
 - ✓ 再エネ条例の基本的な考え方
 - ✓ 建築物の義務規定
 - ✓ 小売電気事業者の報告・公表制度
 - ✓ 自立型再エネ設備の導入

2 京都府を取り巻く環境等

新たに生じた社会変化・課題

原油価格
・物価高騰

ロシアの
ウクライナ侵攻

策定前から現存する課題

人口減少・
少子高齢化

自然災害
の激甚化等

国外

- ✓ 世界的な異常気象や大規模な自然減少の発生、**原油価格等の高騰**によるエネルギー危機
- ✓ COPをはじめ、**各国の脱炭素に向けた野心的な目標**
(例：「2030年までに世界の再エネ3倍に」COP28（国連気候変動枠組条約第28回締約国会議）)

国内

- ✓ 気象等による**再エネ出力制御の発生**、再エネ導入余地の全国的な偏在
 - ✓ 再エネ賦課金等による国民負担、**再エネ導入の安全面や地域住民との共生**
 - ✓ PV中心に原材料等の大半が海外依存、**使用済PVパネルの適切な取扱い**
 - ✓ **企業における再エネ調達の拡大、ペロブスカイト太陽電池などの新しい技術開発** 等
- ⇒「第7次エネルギー基本計画」における経済政策と一体となった再エネの主力電源化に向けた取組

府内

- ✓ 京都府総合計画による、「**共生による環境先進地・京都の実現**」を目指した再エネの導入拡大
- ✓ 環境省地域脱炭素移行・再エネ推進交付金による、再エネ導入支援制度の拡充
- ✓ **自然や歴史文化**等の多彩な資源とともに、**大学・研究機関や、伝統から先端産業まで幅広い産業が集積**
- ✓ 「産業創造リーディングゾーン」などの京都産業の特性を活かした**「脱炭素産業」の展開**

京都のポテンシャルを最大限に活かしつつ、多種多様な課題を乗り越えていく必要

3 再エネ条例の改正に向けた検討

- 脱炭素社会の実現に向けて、再エネの導入促進は非常に有効な手段であるとともに、地域課題の解決や産業振興等にも資する重要な取組
- 他方、エネルギー情勢の変化が大きく、また、再エネ設備によっては導入までにリードタイムが長いことも踏まえると、府民や事業者等とともに、府内で再エネをどのように増やしていくのかが課題
- 再エネ条例の改正について、京都を取り巻く状況や、京都の再エネ普及の現状を踏まえながら、現行の再エネ条例の基本的な考え方を踏襲しつつ、京都のポテンシャルを最大限に活かしていく必要
- 検討に当たっては、改正のベースとなる論点を整理しながら、御議論いただきたい

論点 1 再エネ条例の基本的な考え方等

✓ 目的や位置付けなどは 等

9 ~ 10

論点 2 建築物の義務規定

✓ 現状や他自治体との比較 等

11 ~ 16

論点 3 小売電気事業者の報告・公表制度

✓ 現状や報告内容の活用 等

17 ~ 19

論点 4 自立型再エネ設備の導入

✓ 継続等する必要は 等

20 ~ 21

論点1：再エネ条例の基本的な考え方等

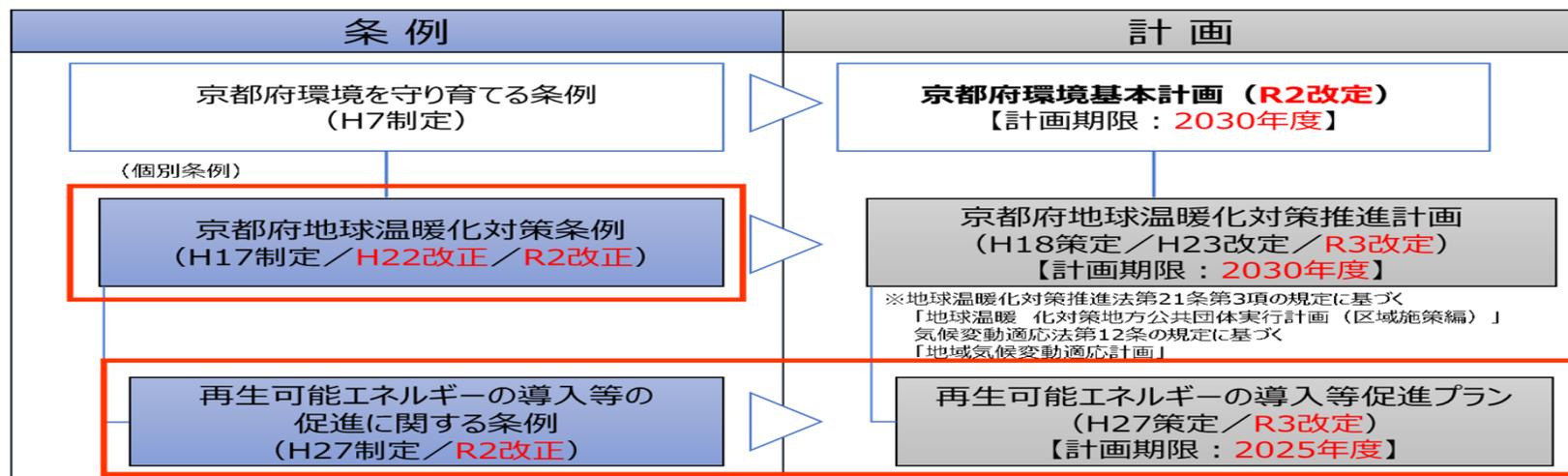
- 再エネ条例について、「京都府地球温暖化対策条例」のうち、再エネ分野に特化し、平成27年に府内での再エネの導入等の促進に関する個別条例と位置付けて制定
(再エネ条例の個別の目標や施策は、再エネ条例の実施計画として「再エネプラン」で規定)
- 府民や事業者等の再エネの導入等の促進には、継続的にその取組内容を規定していく必要があり、現行と同様の位置付けや目的等を再エネ条例で定めてはどうか
(個別の目標や施策は実施計画 (= 再エネプラン) で定めるよう規定)

<御意見をいただきたい事項>

- ・位置付けや目的等が適切か 等

京都府総合計画（R5.3）～2040年に実現したい京都府の将来像～

<環境と共生し安心・安全が実感できる京都府> (抜粋)
頻発する自然災害の要因ともいわれる気候変動に適応し、「脱炭素」で環境にやさしい社会を実現するとともに、ハード・ソフトの両面から、災害・犯罪等からの安心・安全、そして全ての地域が地域資源を生かした豊かさを実感できる地域づくりを。そして、2040年の京都府社会の姿として、地球環境と調和した、しなやかで強靱な「環境と共生し安心・安全が実感できる京都府」を実現します。



論点 1 : 再エネ条例の基本的な考え方等

1 位置付け

京都府の再生可能エネルギーの導入等の促進を規定する条例

2 目的

再生可能エネルギーの導入等を促進することが、温室効果ガスの排出の抑制を図る上で重要であるだけでなく、府民が安心・安全に利用することができるエネルギーの安定的な確保においても重要なことに鑑み、府が、再生可能エネルギーの導入等に関する施策を実施することにより、**府内のエネルギーの供給源の多様化及び再生可能エネルギーの供給量の増大を図り、もって、地球温暖化対策の更なる推進並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に寄与すること**を目的とする。

3 規定内容

条 項	規定事項	条 項	規定事項
第 3 条	【府】関係者との連携及び協働	第19～23条	【府】自立型再エネ導入等計画認定・支援  論点 4
第 4 条	【府・民・事】再エネの優先的利用（努力義務）	第24条	【府】広報・顕彰
第 5 条	【府】実施計画の策定	第25条	【府】体制整備
第 6 条	【事】一般建築物（努力義務）	第26条	【府】府民向け融資（努力義務）
第 7 条	【事】特定建築物、準特定建築物（義務）  論点 2	第27条	【府】産業育成
第 8 条	【府・事】不特定・多数が使用する施設（努力義務）	第28条	【府】施策の評価・見直し（義務）
第 9 条	【事】小売電気事業者計画提出（義務）  論点 3	第29条	【事】環境への配慮（努力義務）
第10～18条	【府】導入等支援団体の登録・支援	第30条	【府】財政上の措置（家庭向け自立型再エネ補助等）

- 平成24年に建築物での再エネ導入を促進等するために、**建築主に対する義務化を規定し、令和3年に導入義務量を拡大する等の改正を行い、これまで一定の成果**があったところ
- 義務規定については、更なる導入量の増大を図るべきという一方で、事業者からは負担の声もある
- **現行の改正内容から時間が経っていないことや、府民・事業者等の義務規定への公平性等も鑑みて、義務範囲・量を変更することなく、実際の義務履行を徹底（定着）することとしてはどうか**

<御意見をいただきたい事項>

- ・現行規定における義務範囲・量の状況 ・導入を促進する方策 等

■ 改正経過

	平成24（2012）年施行	令和4（2022）年施行
概要	特定建築物への再エネ導入義務化	準特定建築物への再エネ導入義務化 （義務範囲・量の変更）
対象	特定建築物	①特定建築物 ②準特定建築物
義務範囲	延床面積2,000㎡以上	①延床面積2,000㎡以上 ②延床面積 300㎡以上
義務量	一律3万MJ/年	①6～45万/MJ（30MJ/年・㎡） ②一律3万MJ/年

※ 3万MJ = PV約2.5kW

● 現行の義務規定は次のとおり

- 建築物（2,000㎡以上）への再エネ導入義務を平成24年度から施行（京都市と協調）
⇒ **令和4年4月に導入義務量を拡大**

- 前回改正における考え方は次のとおり

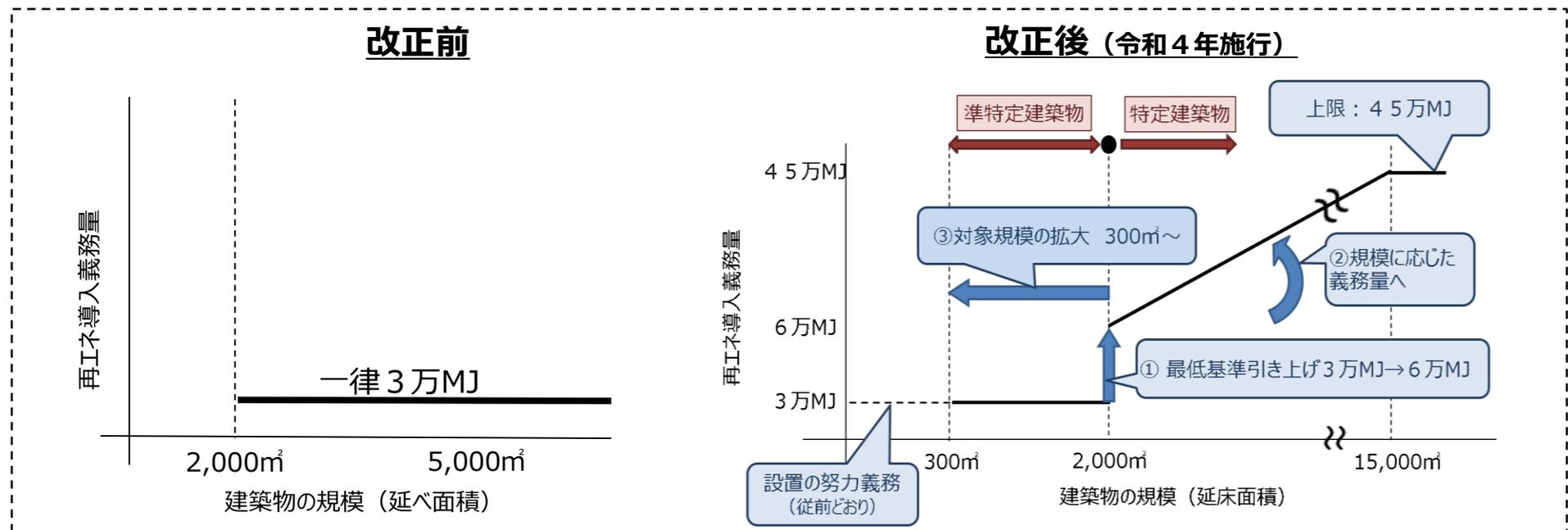
＜準特定建築物：一律3万MJ/年＞

○建築物省エネ法に基づく省エネ基準適合義務の対象建物の拡大に合わせ、本義務についても対象拡大

＜特定建築物：6万～45万MJ/年（30MJ/年・㎡）＞

○義務制度による導入実績のトップランナー分析を行い、義務量を上位10%値相当に引上げ

○太陽光発電設備出力が50kWを超えると電気事業法上の自家用電気工作物に該当し、設置者の負担が過度になることから、義務量の上限を設定

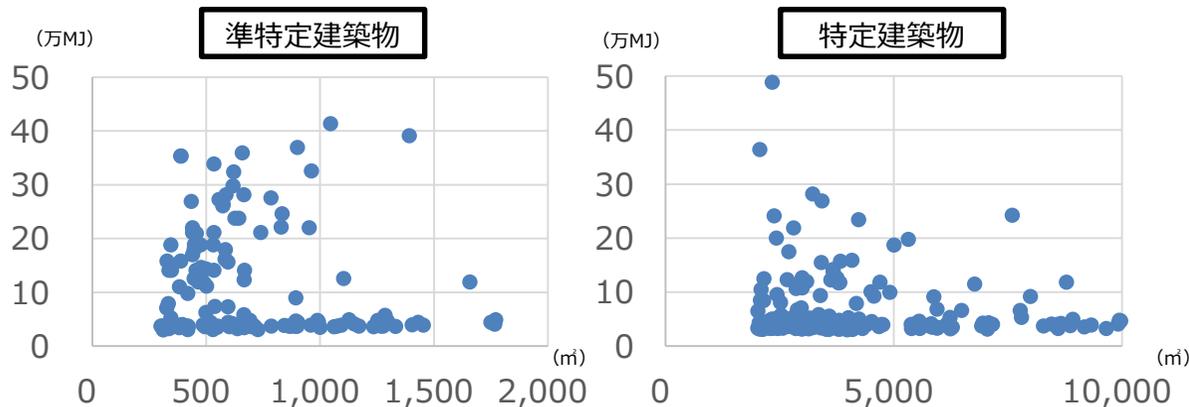


- 令和4年度改正以降の義務による導入傾向として、**義務拡大以前と比べて義務量に対する導入量の超過率が高くなっている**

<準特定建築物> 148件 平均導入量：約17万MJ/年 中央値：約5万MJ/年
 <特定建築物> 26件 平均導入量：約242MJ/年・㎡ 中央値：約40MJ/年・㎡
 (義務量の超過率200%以上の割合 改正以前26%→改正以降46%)

- 累計導入量（令和6年10月末時点）：**約533百万MJ/年 ≒ 約44MW**
 (うち太陽光約207百万MJ/年 ≒ 約17MW)

- 導入傾向



<義務量超過の割合>

特定建築物	総件数	200%超	500%超	1,000%超
改正以前	268	69	41	33
		26%	15%	12%
改正以降	26	11	10	8
		42%	38%	31%

準特定建築物	総件数	200%超	500%超	1,000%超
改正以降	148	70	46	17
		47%	31%	11%

論点2：建築物の義務規定

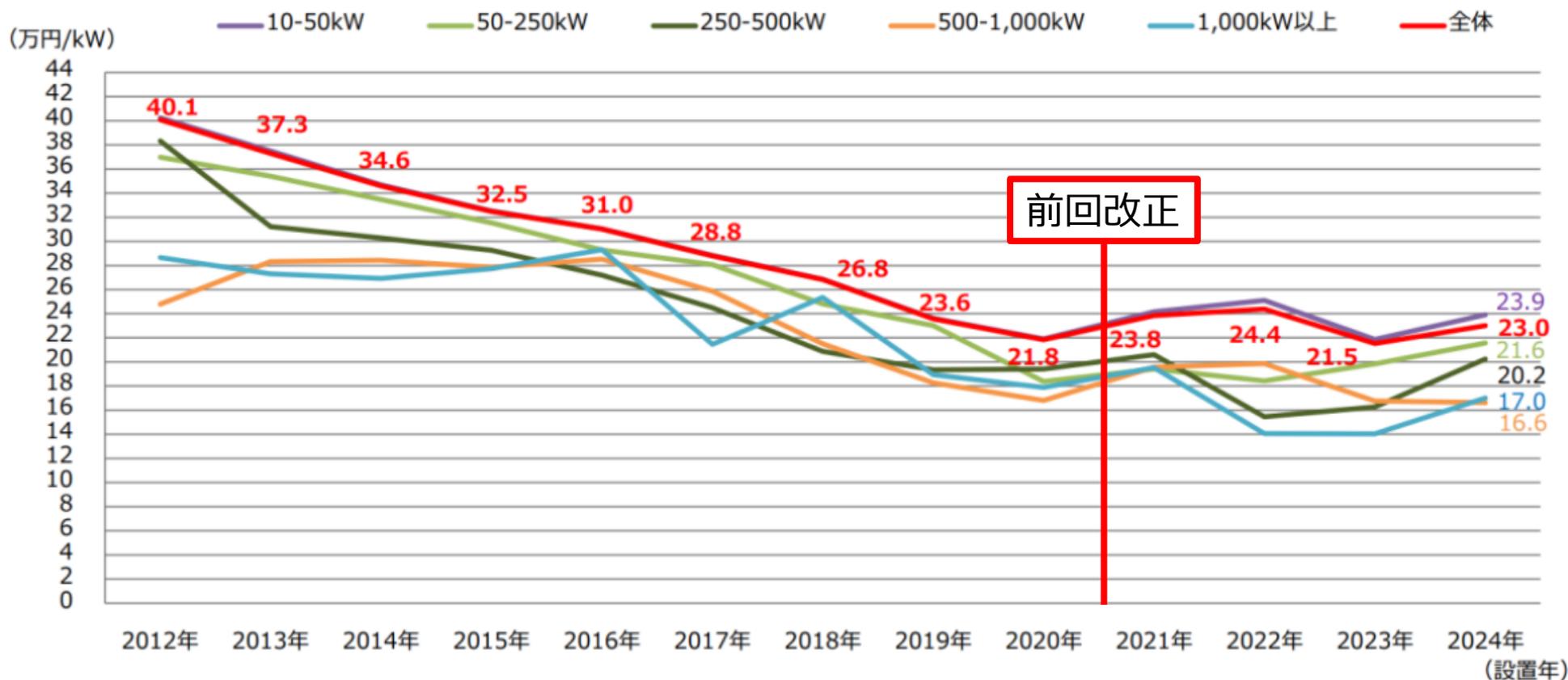
● 京都府の義務規定は、全国と比べても対象者や義務量等の範囲は広い

自治体名	施行日	義務対象者	義務対象建物	義務量	備考
東京都	令和7年 4月1日～	都内に中小規模建築物（延床面積2,000㎡未満。以下同じ）を年間2万㎡以上供給する事業者	中小規模建築物の新築	①設置可能棟数×②算定基準率×③棟当たり基準量 ①設置可能棟数：算出対象屋根面積が20㎡等の場合、除外可能 ②算定基準率：区域ごとに3段階（山間部等30%、他市町70%、23区等85%） ③1棟当たり2kW	2,000㎡以上の建築物は対象外
群馬県	令和5年 4月1日～	大規模建築物（延床面積2,000㎡以上。以下同じ）を新增築しようとする者	大規模建築物の新增築等	60MJ/年×延床面積（㎡）	2,000㎡未満の建築物は対象外。60MJ/年の設備導入は高圧設備となる
川崎市	令和7年 4月～	①大規模建築物を新增築等しようとする者 ②中小規模建築物を年間5,000㎡以上供給する事業者	①大規模建築物の新增築等 ②中小規模建築物の新築	①建築面積（㎡）×設置基準率（5%）×面積当たりの算定量0.15（kW/㎡） ② ①設置可能棟数×②算定基準率（0.7）×③棟当たり基準量（2kW）	300㎡以上2,000㎡未満の建築物でも対象外の場合がある
大熊町 （福島県）	令和4年 4月1日～	建築物を新增築しようとする者（非住宅300㎡以上）	大規模建築物の新增築等	定めなし	住宅300㎡以上が対象外

● 太陽光発電設備について、導入費用は義務改正時からほとんど下がっていない状況

● 10kW以上のシステム費用平均値

2021年 23.8万円/kW → 2024年 23.0万円/kW



出典：資源エネルギー庁「令和7年度以降の調達価格等に関する意見」

	建築主	設計者
一般建築物	□ 再エネ設備導入の努力義務 (第6条)	□ 再エネ設備導入の説明義務、書面等の保管義務 (第7条の3) ※小規模建築物含む
特定建築物等 (延床面積300m ² 以上の新築・増築)	□ 特定建築物 (延床面積2,000m ² 以上) への再エネ設備の導入義務 (第7条) □ 準特定建築物 (延床面積300m ² 以上～2000m ² 未満) への再エネ設備の導入義務 (第7条の2)	
不特定かつ多数の者が利用する施設	□ 再エネ設備導入の努力義務 (第8条) (災害時において一時的な避難等をする府民等を必要な間滞在できるよう)	

■ 再エネ条例の関連規定 (抜粋)

(建築物への再生可能エネルギーの導入等)

第6条 建築物を新築し、又は増築しようとする者は、再エネ設備を導入するよう努めるものとする。

(特定建築物への再エネ設備の導入等)

第7条 特定建築主は、規則で定める場合を除き、規則で定める基準に従い、特定建築物への再エネ設備の導入をしなければならない。

(準特定建築物への再エネ設備の導入等)

第7条の2 特定建築物の規模未滿で規則で定める規模の建築物の新築又は規則で定める増築しようとする者は、規則で定める場合を除き、規則で定める基準に従い、準特定建築物又は当該増築に係る建築物への再エネ設備の導入をしなければならない。

(建築士による再エネ設備の導入等に係る説明)

第7条の3 特定建築物、準特定建築物又は小規模建築物の設計者は、これらの建築物の設計を行うときは、当該設計の委託をした建築主に対し、当該建築物への再エネ設備の導入等について、規則で定める事項を記載した書面又は記録した電磁的記録を交付して説明しなければならない。

(不特定かつ多数の者が利用する施設への再エネ設備等の導入)

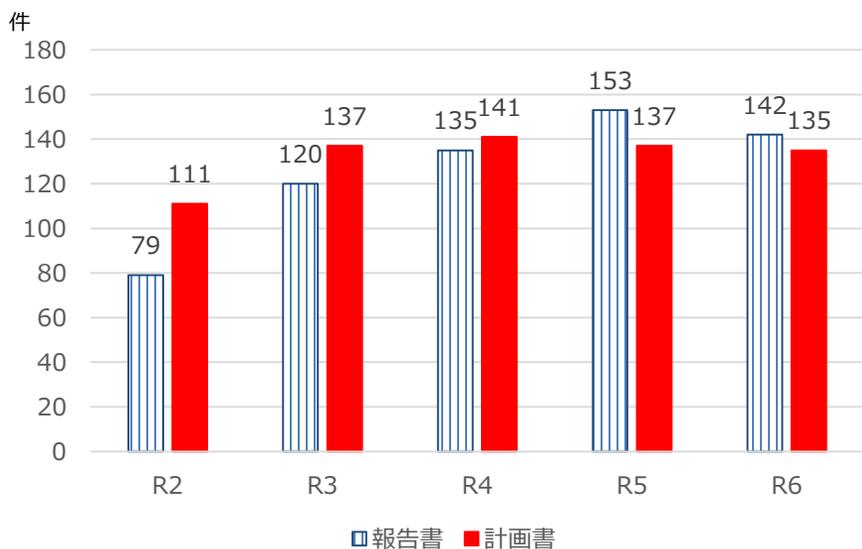
第8条 不特定かつ多数の者が利用する施設で、再エネ設備等が導入されていないものの設置者は、災害時において一時的な避難等をする府民等を必要な間滞在させることができるよう、当該施設への再エネ設備等の導入に努めるものとする。

- 再エネ普及に当たって、家庭や事業者での再エネ使用を増加させることが重要で、府においては、**府内に電力供給する小売電気事業者に対して、再エネ供給拡大計画等の提出を義務付け**等を第9条で規定することで、環境負荷の少ない電力供給に向けた自主的かつ計画的な取組を促進
- **事業者からは**国への発受電月報や電力取引等の報告が義務付けられている中、**自治体単位での報告制度は事業者の負担増という声もある**
- 再エネ促進のため、**家庭や事業者等の販売する電気の環境性能を比較できることや小売電気事業者の再エネ電力の調達等を促すことになる制度**であるため、**継続して義務規定することとしてはどうか**

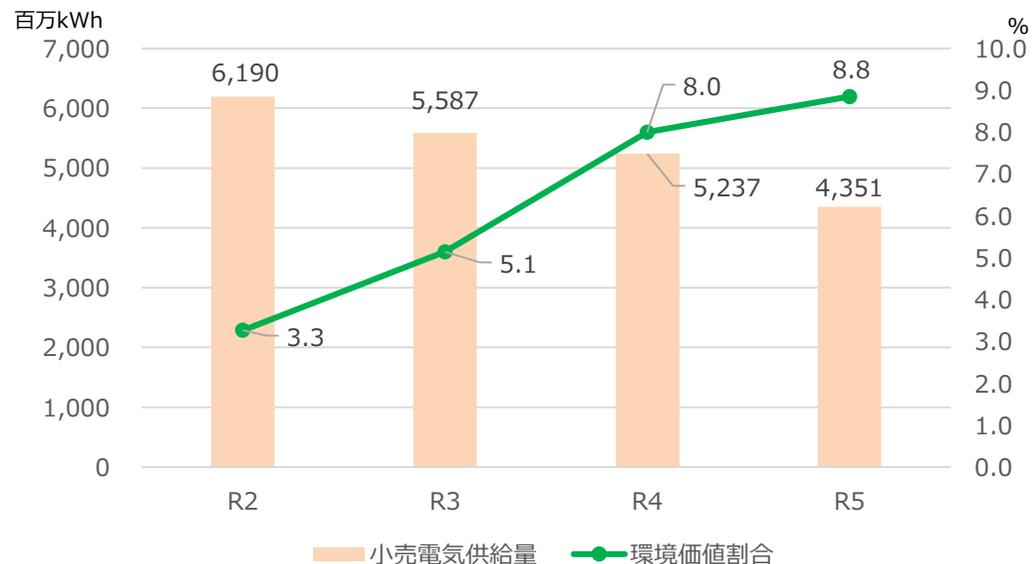
<御意見をいただきたい事項>

- ・現行規定における義務範囲・量の状況
- ・導入を促進する方策 等

小売電気事業者の報告提出状況



小売電気事業者ごとの府内販売電力量と再エネ比率



1 対象事業者

京都府内に電気を供給している小売電気事業者 (143社@平成30年度末)

2 主な報告事項

(義務手続)

- ・毎年度7月末日までに、当該年度を対象とした「電気事業者排出量削減計画書兼再生可能エネルギー供給拡大計画書」の提出
- ・上記計画書に基づく措置の実施状況について、翌年度7月末日までに「電気事業者排出量削減報告書」の提出

(主な報告内容)

- ・電気の供給の量に対する再生可能エネルギーの供給の量の割合の拡大を図るための基本方針、実施しようとする措置の内容及び当該措置により達成すべき目標
- ・当該計画の推進に係る体制
- ・府内の需要家に対する再生可能エネルギーの導入等の促進に資する取組み

3 公表の目的

①府民・府内業等が各小売電気事業者の販売する電気の環境性能を比較できることで、**再エネ電気の優先利用を促す**とともに、②**小売電気事業者の再エネ電力の調達等を促す**。

(第5号様式 (京都市再生可能エネルギー導入等の促進に関する条例施行規則第4条関係) 項目)

再生可能エネルギーの導入等 (再生可能エネルギー発電設備の導入や再生可能エネルギーを効率的・自立的に利用するための設備の導入、自らを含む需要家による再生可能エネルギーの利用など) の促進に向けた考え方や取組方針を記載してください。

地球温暖化対策と社会への貢献に向けて、再エネ等の環境負荷の少ない電源を積極的に推進し、また非化石価値取引市場から非化石証書を調達に取り組み。

社内で環境マネジメント体制を構築し、再生可能エネルギー電源の計画、建設及び運転の効率化等を実施する。

再生可能エネルギーの導入等の促進に関する組織体制や担当部署、点検体制を記載してください。

京都府内の供給分を記載

電源構成に係る措置及び目標

電源構成	年度	小売供給量	供給割合
非FIT再生エネ電源	令和5年度(実績)	4,000 (千キロワット時)	0.8 (パーセント)
	令和6年度(目標)	10,000 (千キロワット時)	2.0 (パーセント)
FIT電源	令和5年度(実績)	40,000 (千キロワット時)	8.0 (パーセント)
	令和6年度(目標)	90,000 (千キロワット時)	18.0 (パーセント)
合計		100,000 (千キロワット時)	20.0 (パーセント)

(目標に係る措置の考え方) 小売供給量・供給割合の目標の合計 (※自動計算)

FIT買取期間終了後の余剰電力の買取の促進により、非FIT再生エネ電源の供給割合を拡大させるとともに、バイオマス、風力発電電力及び太陽光等のFIT電源の供給割合も増やし、併せて20%を目標とする。

注2 FIPも含む内容で記載ください。

小売供給量 (非FIT・非FIP再生エネ電源) : 京都府内に供給する電気のうち、非FIT・非FIP再生エネ電源由来の電気の量の合計を記入してください。(非化石証書の有無は問いません)

小売供給量 (FIT・FIP電源) : 京都府内に供給する電気のうち、FIT・FIP再生エネ電源由来の電気の量の合計を記入してください。(非化石証書の有無は問いません)

※ 京都府内の数値が確定できない場合は、全国値を基に按分により数値を算出して数値を記載し、(目標に対する措置の考え方) に「全国値から按分して算出」と記載してください。(右記参照)

電源構成	年度	小売供給量	供給割合
非FIT再生エネ電源	令和5年度(実績)	4,000 (千キロワット時) (全国値から按分して算出)	0.8 (パーセント)
	令和6年度(目標)	10,000 (千キロワット時)	2.0 (パーセント)
FIT電源	令和5年度(実績)	40,000 (千キロワット時) (全国値から按分して算出)	8.0 (パーセント)
	令和6年度(目標)	90,000 (千キロワット時)	18.0 (パーセント)
合計		100,000 (千キロワット時)	20.0 (パーセント)

注3 FIPも含む内容で記載ください。

供給割合 (非FIT・非FIP再生エネ電源) : 京都府内に供給する電気の量に占める小売供給量 (非FIT・非FIP再生エネ電源) の割合を記入してください。

供給割合 (FIT・FIP電源) : 京都府内に供給する電気の量に占める小売供給量 (FIT・FIP再生エネ電源) の割合を記入してください。

(第5号様式 (京都府再生可能エネルギー導入等の促進に関する条例施行規則第4条関係) 項目)

環境価値 (非化石証書) に係る措置及び目標

京都府内の供給分を記載

	年度	環境価値量	供給割合
再エネ指定あり	令和5年度(実績)	60,000 (千キロワット時)	12.0 (パーセント)
	令和6年度(目標)	65,000 (千キロワット時)	13.0 (パーセント)
再エネ指定なし	令和5年度(実績)	80,000 (千キロワット時)	16.0 (パーセント)
	令和6年度(目標)	85,000 (千キロワット時)	17.0 (パーセント)
合計		150,000 (千キロワット時)	30.0 (パーセント)

(目標に係る措置の考え方) 小売供給量・供給割合の目標の合計 (※自動計算)

非化石証書を調達し、購入を希望する需要家 (約3割) にCO2排出量ゼロの電力を供給する。京都府内の数値が確定できないため、全国値を基に按分により算出した値を記載

上記の目標を達成するために予定している取組や措置の内容を記載してください。

(府内の電気需要者に対する再生可能エネルギーの導入等の促進に資する取組)

需要家へのCO2排出係数及び電源構成の開示や、要望があった場合には随時CO2排出係数の説明を実施するなどの地球温暖化対策推進の情報提供を実施する。

再生可能エネルギー100パーセントの電力メニューがある場合、供給先を選択していただき(複数回答可)。

- 再生可能エネルギー100パーセント電力メニューの有無
 - 有
 - 無
- 再生可能エネルギー100パーセント電力メニューの有りの場合の供給先
 - 事業者向け (特別高圧・高圧電力)
 - 事業者向け (低圧電力)
 - 家庭向け

(その他の再生可能エネルギーの導入等の促進に資する取組) 屋根設置型太陽光発電事業を推進し、CO2排出量の低減に努める。

小売供給量及び環境価値量に係る措置以外に、再生可能エネルギーの導入等を促進するために予定している取組を記載してください。

注4 環境価値量 (再エネ指定あり) : 京都府内に供給する電気のうち、非化石証書 (再エネ指定あり) を使用した電気の量の合計を記入してください。

環境価値量 (再エネ指定なし) : 京都府内に供給する電気のうち、非化石証書 (再エネ指定なし) を使用した電気の量の合計を記入してください。

※ 京都府内の数値が確定できない場合は、全国値を基に按分により数値を算出して数値を記載し、(目標に対する措置の考え方) に「全国値から按分して算出」と記載してください。

年度	環境価値量	供給割合
令和5年度(実績)	150,000 (千キロワット時)	30.0 (パーセント)
令和6年度(目標)	165,000 (千キロワット時)	33.0 (パーセント)

注5 供給割合 (再エネ指定あり) : 京都府内に供給する電気の量に占める非化石証書 (再エネ指定あり) を使用した電気の量の割合を記入してください。

供給割合 (再エネ指定なし) : 京都府内に供給する電気の量に占める非化石証書 (再エネ指定なし) を使用した電気の量の割合を記入してください。

注6 府内の電気需要者 (府内で電気を使用する者) に対し、再生可能エネルギーの導入等を促進するために予定している取組 (情報提供など) を記載してください。

※導入等には、電気需要者に導入を促すほか、自社等の再生可能エネルギーの利用を促すことも含む。

論点4：自立型再エネ設備の導入

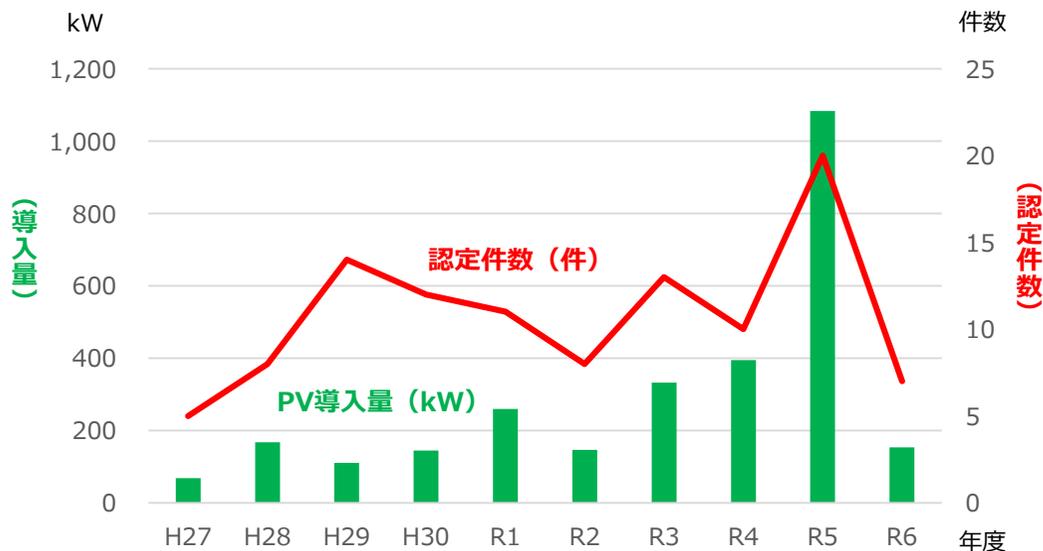
- 再エネ普及に当たって、**再エネを創り・貯めて・賢く使うことで全量自家消費が可能な「自立型再エネ」を導入促進するために、中小企業やNPO団体の「再エネ導入等計画」を認定し、税優遇等の支援制度**である「自立型地域活用型再エネ導入等の計画の認定」を第19条以降で規定
- 相対的に中小企業等の電気代が高いことや、地域でのレジリエンス強化への対応が必要ななか、**再エネ調達を望む中小企業等の再エネ導入が実現できる仕組みづくりが継続的に重要**
- **自家消費型の再エネ設備は今後も再エネ導入の伸びが期待できる分野であり、継続してはどうか**

<御意見をいただきたい事項>

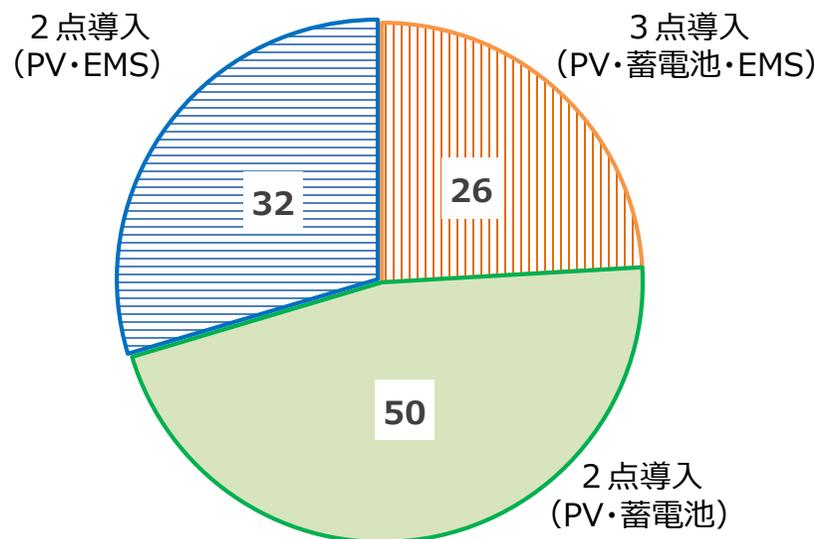
- ・延長することが適切か 等

■ 施行状況

認定件数・導入量 (2,860kW (108件))



設備導入状況 (件数) (108件)



【事業概要】

対象者	中小事業者（資本金の額1億円以下）、社会福祉法人、学校法人、個人事業者等
対象事業	再エネ設備と効率的利用設備（蓄電池・EMS）を新設・増設し、自家消費を目的として発電を行う必要 ※自家消費を目的とするため、固定価格買取制度等による全量売電は対象外 ※災害等の非常時に、導入する再エネ設備等で発電された電気を、その設置場所において一般の利用に供することができる構造であること。
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・再エネ設備（太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、水力発電、地熱発電） ・効率的利用設備（蓄電池、エネルギー・マネジメント・システム（EMS））
支援制度	計画認定に基づく設備導入に際して、以下のいずれかの優遇を選択可能
税減免	計画認定に基づく設備導入に関する法人事業税・個人事業税の減免 設備取得価格の1/3（上限1,000万円）
補助金	計画認定に基づく設備導入に関する補助金の交付 <ul style="list-style-type: none"> ・効率的利用設備2種同時の場合 補助対象経費の1/2（上限400万円） ・効率的利用設備1種の場合 補助対象経費の1/3（上限400万円）

【電気料金の単価】※関西電力の標準メニュー

高圧電力AS

基本料金：1,911.80円

電力量料金：夏季18.07円/kWh その他季17.00円/kWh

特別高圧A（最大30,000V供給の場合）

基本料金：1,754.50円

電力量料金：夏季16.55円/kWh その他季15.58円/kWh

【導入コスト】※いずれも10kW以上

	2015 (制度導入)	2020年 (前回改正)	2024年 (直近)
屋根設置	33.1万円	22.5万円	23.7万円
地上設置	34.7万円	30.0万円	25.0万円

出典：R7.2.3調達価格等算定委員会「令和7年度以降の調達価格等に関する意見」

- 環境審議会（脱炭素社会推進部会）とも連携しながら、「再エネプラン委員会」で次期再エネプランの策定を検討

		再エネ条例	再エネプラン
R6 年度	11月27日	・環境審議会 部会 諮問	
	1月～		・再エネプラン委員会 次期再エネプランの目標数値、施策 等
	2月25日	・環境審議会 部会 再エネプラン検討委員会の検討状況（報告）	
	3月24日	・環境審議会 部会 再エネ条例改正の論点整理 等	本日
			検討内容は適宜、相互に共有
R7 年度	春 (～6月頃)	・環境審議会 部会 概要案	・再エネプラン委員会 具体的な施策、骨子案
		6月議会 概要案	6月議会 骨子案
	夏 (～9月頃)	・環境審議会 部会 改正案	・再エネプラン委員会 中間案
		9月議会 改正案 ⇒ パブコメ	9月議会 中間案 ⇒ パブコメ
	秋 (～12月)	12月議会 答申案、広報登載	12月議会 最終案

参考：再エネプランの検討状況等

- ・再エネプランの検討状況 24 ~ 26
- ・京都府を取り巻く状況等 27 ~ 46
- ・再エネ条例の施行状況 47 ~ 55

- **令和8年度からの次期再エネプラン策定を目指し、1月から「再エネプラン委員会」で議論を開始**
- **現行プランの基本的な施策を踏襲しつつ、2040年度の目標に向かって、具体的な施策において「京都市らしい」取組等を規定していくことで概ねの意見となっているところ。**

1 位置付け

目指す将来像とその実現に向けた施策の方向性を示し、施策実施等に必要な事項を定める計画

2 期間

令和22（2040）年度を見据えた令和8（2026）年度からの計画

※2030、2035年度ごとの進捗を管理できるよう、5年に1回、プラン・施策を不断に見直し

3 京都府を取り巻く状況

- ＜国外＞ 異常気象やエネルギー危機、世界的なカーボンニュートラルの推進 等
- ＜国内＞ 再エネ主力電源化に向けた官民一体となった取組、制度面・技術面での課題 等
- ＜府内＞ 導入適地が限定的も、府民・事業者等での着実な再エネ導入・利用の拡大 等

4 基本的な考え方・将来像

- ・2050年の脱炭素で持続可能な社会を見据え、社会情勢の変化に対応しつつ、**2040年頃までに京都ならではの「豊かさ」を強みに環境価値だけではない新たな付加価値により、環境・経済・社会の好循環に恵まれた京都を実現**
- ・その実現に向けて、京都ならではの「豊かな自然や多彩な文化を生み出す力」「京都のまちづくりや産業を支える力」を活かし、再エネの導入・利用等の価値観や仕組みが浸透する政策を展開

5 目標数値

目標指標	2030年度 (目標値)	2040年度 (目標値)
府内の総電力需要量に対する府内の再エネ発電電力量の割合	25%	検討中 %
府内の総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合	36～38%	検討中 %

6 目標達成に向けた施策の基本方針

- ・再エネの導入加速（供給） ・再エネの需要創出 ・地域共生型の再エネの普及促進
- ・産業やイノベーション、地域の振興 ・再エネの理解促進、担い手育成

2050年 脱炭素で持続可能な社会 「温室効果ガス排出量実質ゼロ」宣言

2050年頃の実現したい姿
京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会の実現

2040年 実現したい京都府の将来像（京都府総合計画）
環境と共生し安心・安全が実感できる京都府

2040年頃の将来像
京都ならではの「豊かさ」を強みに新たな価値が生まれ、
環境・経済・社会の好循環に恵まれた京都

再エネ導入量：●%
再エネ使用量：●%

2030年度 温室効果ガスの46%以上削減（基準年度：2013年度）

2030年までの施策の展開方向
SDG s の考え方の活用による環境・経済・社会の
好循環の創出

再エネ導入量：25%
再エネ使用量：36～38%

現在

- ◆府内温室効果ガス排出量（2022年度） 1,272万t-CO2
- ◆府内総電力需要に占める再エネ導入割合（再エネ導入量、2022年度） 11.2%
- ◆府内電力供給量に占める再エネ比率（再エネ使用量 2022年度） 18.3%

2040年頃の将来像

京都ならではの「豊かさ」を強みに新たな価値が生まれ、環境・経済・社会の好循環に恵まれた京都

再エネ導入量 ●%
再エネ使用量 ●%

◆ 再エネの導入加速＜供給側＞

- ・省エネ施策と一体となって、PPAモデルや次世代型太陽電池の導入等で事務所・工場や設置が合理的な住宅等で再エネ(熱)導入を促進
- ・蓄電池との同時導入や地域防災力の向上にもつなげる自立型共同住宅の推進、中小企業での自立型再エネ普及等によるレジリエンス強化で暮らし・事業活動の質向上
- ・水上・営農型等での農業振興など地域振興に資する再エネ導入
- ・バイオマスや中小水力など、地域振興・課題解決に資する、地域主導・協働型の再エネ導入の促進

等

◆ 再エネの需要創出＜需要側＞

- ・金融機関等と連携し、企業のサプライチェーン全体での再エネ調達の選択肢を拡大し、府内企業の企業価値や競争力を強化
- ・府内産電源の府内企業への活用を通じた立地促進などで、再エネ需要を創出
- ・卒FITや非FIT電源の家庭や企業等での有効活用や、府有施設のPPA等の活用による導入と適切な情報発信

等

◆ 域共生型の再エネの普及促進＜地域共生＞

- ・開発を伴う再エネ普及には環境保全と地域住民の理解とともに、事業規律を徹底
- ・地域のレジリエンス向上により災害に強いまちづくりの構築
- ・太陽光パネルなどの長寿命化や資源循環への対応
- ・災害や防犯対策など長期安定的な再エネ普及に向けて、関係機関と連携した適切な対応や情報発信

等

◆ 産業やイノベーション、地域の振興＜京都らしさ＞

- ・京都発の技術やイノベーション、企業の創出・活用により、再エネを通じて京都産業を育成・振興
- ・DXやエネルギーシステムの高度化等で「脱炭素産業」をテーマにして拠点づくりや地域の活性化
- ・次世代技術の早期実証・普及とともに、グリーン水素の活用等により、企業や地域のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消を推進

等

◆ 理解促進、担い手育成＜コミュニケーション、育成＞

- ・産学公民連携による、各階層でのコミュニケーション強化とともに、次代を担う若者等の環境教育の推進
- ・府内の中小事業者の担い手育成や、大学生・留学生等と連携した再エネ普及

等

- 平成24年7月の固定価格買取制度（FIT制度）開始により、再エネ導入は拡大し、**2023年度の再エネ比率は22.9%**

	2011年度	2023年度	2030年ミックス
再エネの 電源構成比 発電電力量:億kWh	10.4% (1,131億kWh)	22.9% (2,253億kWh)	36-38% (3,360-3,530億kWh)
太陽光	0.4%	9.8%	14-16%程度
	48億kWh	965億kWh	1,290~1,460億kWh
風力	0.4%	1.1%	5%程度
	47億kWh	105億kWh	510億kWh
水力	7.8%	7.6%	11%程度
	849億kWh	748億kWh	980億kWh
地熱	0.2%	0.3%	1%程度
	27億kWh	34億kWh	110億kWh
バイオマス	1.5%	4.1%	5%程度
	159億kWh	401億kWh	470億kWh

- 国は経済政策と一体となったエネルギー政策を目指し、今後10年間で官民のGX投資を行う方針

脱炭素成長型経済構造移行推進戦略【GX推進戦略】（令和5年7月 閣議決定）

- 世界各国でグリーン・トランスフォーメーション（GX）実現に向けた投資競争が加速する中で、我が国として2050年カーボンニュートラル等の国際公約と産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくため、**今後10年間で150兆円を超える官民のGX投資を行う。**
- 2022年7月に発足した「GX実行会議」（総理が議長）での議論を経て、2023年5月に2本のGX関連法が成立、2023年7月に以下を内容とする「GX推進戦略」を閣議決定。

1. エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXの取組

①徹底した省エネの推進

- ・ 複数年の投資計画に対応できる省エネ補助金の創設
- ・ 省エネ効果の高い断熱窓、住宅省エネ化への支援強化

②再エネの主力電源化

- ・ 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）や浮体式洋上風力の社会実装化

③原子力の活用

- ・ 安全性の確保を大前提に、**廃炉を決定した原発の敷地内での次世代革新炉への建て替えを具体化**
- ・ 原子力規制委員会による厳格な審査・検査が行われることを前提に、40年+20年の運転期間制限を設けた上で、**一定の停止期間に限り運転期間のカウントから除外を認める**

④その他の重要事項

- ・ **水素・アンモニア**と既存燃料との価格差に着目した支援
- ・ **カーボンリサイクル燃料**（メタネーション、SAF、合成燃料等）、蓄電池等について、研究開発・設備投資等を推進

2. 「成長志向型カーボンプライシング構想」等の実現・実行

①GX経済移行債を活用した、今後10年間で20兆円規模の先行投資支援

産業競争力強化・経済成長と排出削減の両立に貢献する分野を対象に、規制・制度措置と一体的に講じる

②成長志向型カーボンプライシングによるGX投資推進

- 排出量取引制度の本格稼働【2026年度～】
- 発電事業者**に有償オークション**導入【2033年度～】
- 炭素に対する**賦課金制度**の導入【2028年度～】

※上記を一元的に執行する主体として「GX推進機構」を創設

③新たな金融手法の活用

④国際展開戦略

⑤社会全体のGXの推進（公正な移行、需要側からのGXの推進、中堅・中小企業のGXの推進）

● 国の「第7次エネルギー基本計画」の概要は次のとおり

◆ エネルギー政策の基本的な視点

・S+3E（安全性、安定供給、経済効率性、環境適合性）の原則を維持

◆ 2040年に向けた政策の方向性

・エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再エネを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスの取れた電源構成を目指す

◆ 各電源の考え方

・再エネか原子力かといった二項対立ではなく、脱炭素電源を最大限活用

再エネ：主力電源化の徹底

原子力：再稼働は安全性の確保を大前提

火力：安定供給に必要な発電容量を維持・確保しつつ、非効率な石炭火力を減らしていく

水素等：幅広い分野での活用が期待でき、規制・支援一体的な政策を通じて、コスト低減と利用の拡大

◆ 2040年度におけるエネルギー需給の見通し

・様々な不確実性が存在することを念頭に、複数のシナリオを用いた一定の幅として提示

	2023年度※1 (実績(速報))	2030年度※2 第6次(現行)	2040年度※1 (第7次見通し)
発電電力量	9,854億kWh	9,340億kWh	1.1～1.2兆kWh程度
再エネ	22.9%	36～38%	4～5割程度
太陽光	9.8%	14～16%	23～29%程度
風力	1.1%	5%	4～8%程度
水力	7.6%	11%	8～10%程度
その他	4.4%	6%	6～8%程度
原子力	8.5%	20～22%	2割程度
火力	68.6%	41%	3～4割程度
水素・アンモニア	-	1%	(提示せず)
温室効果ガス削減割合	22.9%※3	46%	73%

※1 12/17,25に国の審議会で発表
 ※2 第6次エネルギー基本計画の数字
 ※3 2022年度実績

- 府内市町村では、**再エネ関連の条例等の制定、促進区域の設定など地域の実情に応じた対応**
- 国においても、再エネの事業規律の強化のために、**再エネ特措法の改正など関連法令の改正やガイドラインの整備が進んでいる**

■再エネ関連条例等の制定

- ・条例 9 亀岡市、南丹市、八幡市、南山城村、木津川市、京丹波町、宇治市、京丹後市、京田辺市
- ・要綱 2 南山城村、綾部市 ・ガイドライン 1 京丹波町

＜制定例：南山城村太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例＞

対象：出力50kW以上、面積1,000㎡以上（事業禁止区域あり） 等

手続：許可（要事前協議）

規定：周辺住民等への事前周知義務、周辺住民から意見申出があった場合の協議結果報告義務、地元団体への意見聴取義務及び協議結果報告義務

■促進区域の設定 ※いずれも導入設備はPV

- ・綾部市：公共施設の屋根、公有地、建築物の屋根
- ・京丹後市：小中学校や火葬場の屋根

■国の関連法令

- ・FIT制度に基づく「地域活用要件」を通じた自家消費や地域一体となった電源の活用
- ・説明会開催等による周辺地域の住民への事業内容の事前周知を認定基準に設定
- ・関係法令違反時におけるFIT等交付金の一時停止措置

等

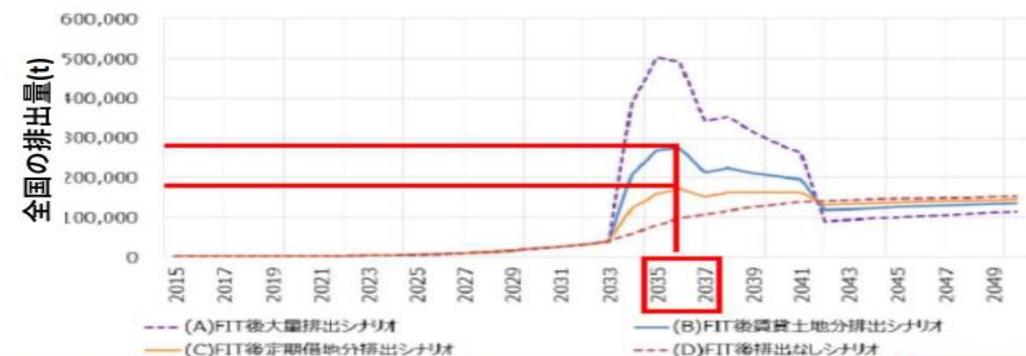
- 国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用し、府内で地域脱炭素を推進

	主な内容
京都府 (府域全域)	<ul style="list-style-type: none"> ・府条例で定める再エネ導入義務量を超えるPV導入の促進 ・駐車場や共同住宅、営農型等へのPV導入 ・府内市町村と連携した家庭でのPV・蓄電池等セット導入 等
京都市	<ul style="list-style-type: none"> ・市条例で定める再エネ導入義務量を超えるPV導入の促進 ・中規模事業者への省エネ導入、文化施設でのPV導入や高校跡地での街区形成等
向日市	<ul style="list-style-type: none"> ・JR向日町駅舎のゼロカーボンステーション化 ・家庭や事業者向けのPV等導入 等
京丹後市	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設でのPPA導入、新庁舎でのZEBready化 ・家庭・事業者向けのPV導入や木質バイオマスボイラーの導入 等
南丹市	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設での木質バイオマスボイラーのPPA導入 ・家庭・事業者向けのPVや薪ストーブの導入 等

- 今後、使用済みPVパネルの大量廃棄が懸念され、府においては**令和4年から有識者会議を立ち上げ、PVパネルの長寿命化や資源循環の促進を検討中**
- **国は10kW以上の事業用PV設備の廃棄等費用の積立制度を措置**

■ 太陽光パネルの処分の現況・見通し

- ・現行法では、廃棄するPVパネルに対してリサイクルは義務付けられておらず、廃棄物処理法に則って、適正処理されることになっている
- ・令和18年の府内排出量は、年間1,530～2,520t（全国の0.9%推定）
- ・パネル換算で年間76.5千～126千枚（20kg/枚で計算）



出展：再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会（第1回）資料2経済産業省説明資料（抜粋）

＜府内のPVパネルリサイクル事業者＞

- 近畿電電輸送(株)：八幡市
 - ・処理能力は年間6万枚
 - (株)浜田：八幡市
 - ・処理能力は年間11万枚
- ※全国34社（R5.8時点）

	2020	2025	2030	2036
排出見込み量(B)、(C)	約0.3万トン	約0.6万トン	約2.2万トン	約17～28万トン
平成27年度の産業廃棄物の最終処分量に占める割合	0.03%	0.06%	0.2%	1.7～2.7%

■ 太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度

対象：10kW以上すべてのPVの認定案件 時期：調達期間/交付期間の終了前10年間
 金額：調達価格等の算定において想定してきている廃棄等費用の水準

- 国は、再エネの長期安定電源化に向けて、適切な再投資等を行いながら、次世代に渡って自立的な形でPVを社会に定着させる役割を担うことのできる責任あるPV発電事業者を「長期安定適確太陽光発電事業者」として認定する

「長期安定適格太陽光発電事業者（適格事業者）」の概要

【適格事業者の認定要件（案）】

- ① 地域の信頼を得られる責任ある主体であること
- ② 長期安定的な事業の実施が見込まれること
- ③ FIT/FIP制度によらない事業実施が可能であること

【適格事業者への施策（案）】

- ① FIT/FIP変更認定時の説明会等の取扱い
- ② 電気主任技術者に係る統括制度の利用拡大
- ③ パネル増設時における廃棄等費用の積立時期の取扱い
- ④ 事業売却希望者情報の先行公開

※ 再投資・事業集約化へのファイナンスや保険付保を円滑化するため、本制度の有効な活用策等について、引き続き、金融機関・保険事業者等の関係プレイヤーと対話を進めていく。

※ 適格事業者においては、子会社等を通じた出資・保有などの形態による事業実施も想定される。
このため、企業グループの親会社等に適格事業者の認定を付与する際に、①一部の要件については、その子会社等も含めて要件適合性の判定を行った上で、②子会社等も適格事業者への支援策を受けられるようにする。企業グループの判断は、再エネ特措法の「密接関係者」の定義によることとする。

再エネのFIT等の失効制度

- 令和4年の法改正により、FIT制度等の迅速な事業実施を促すため、一定期限までに運転開始に向けた一定の進捗が見られない未稼働案件については認定を失効する制度を導入
- 国は、FIT/FIP認定の失効制度等を着実に運用する方針

<事業用太陽光の未稼働案件の失効期限毎の件数・容量>

認定年度	失効済				認定案件（未稼働）							
	失効年度				失効期限日の属する年度							
	2022年度		2023年度		2024年度		2025年度		2026年度		2027年度～	
件数 (件)	容量 (万kW)	件数 (件)	容量 (万kW)	件数 (件)	容量 (万kW)	件数 (件)	容量 (万kW)	件数 (件)	容量 (万kW)	件数 (件)	容量 (万kW)	
2012年度	1,679	19	0	0	361	14	75	0.4	7	0.03	10	58
2013年度	11,559	121	151	0.9	3,689	30	48	4	105	3	31	88
2014年度	7,112	94	0	0	1,498	22	9	0.9	26	0.3	11	21.6
2015年度	5,508	61	0	0	1,075	20	19	0.1	32	0.5	2	3
2016年度	13,541	79	0	0	1,361	19	0	0	8	0.2	4	8
2017年度	1,563	11	0	0	185	4	0	0	0	0	0	0
2018年度	13,675	83	0	0	3,809	31	0	0	0	0	0	0
2019年度	0	0	8,077	43	0	0	3,983	33	0	0	1	3
2020年度	0	0	0	0	3,498	38	0	0	335	14	0	0
2021年度	0	0	0	0	0	0	4,026	43	0	0	99	7
2022年度	0	0	0	0	0	0	0	0	1,720	45	18	9
2023年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,240	40
2024年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	298	14
合計	54,637	468	8,228	44	15,476	178	8,160	82	2,233	63	1,714	253

(注) 2024年10月1日時点の速報値。

● 国は、電力市場の統合に向けて、FIP制度の活用をさらに進めていく方針

- 再エネ最大導入（kWhベース）を図るため、以下①②を組み合わせ、FIP制度への更なる移行を促していく。

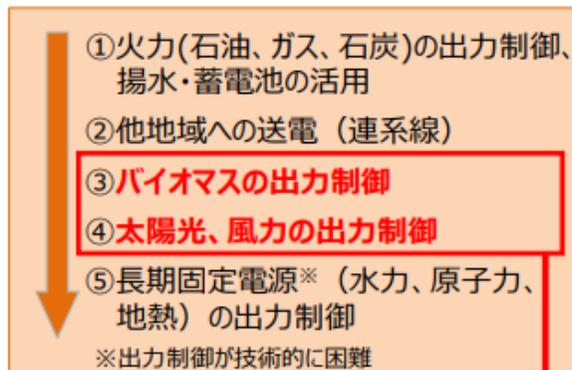
- ① FIT電源とFIP電源の間の公平性を確保するため、優先給電ルールにおける出力制御の順番を、早ければ2026年度中から、FIT電源→FIP電源の順とする。
- ② 将来的には全再エネ電源のFIP移行が望ましいが、まずは一定の電源（FIT/FIP全体の約25%（※1））がFIP電源に移行するまでの間、集中的に、FIP電源に係る蓄電池の活用や発電予測などへの支援を強化（※2）し、FIP電源への移行を後押しする。

（※1） FIT移行状況や出力制御の状況を踏まえ、施策効果の検証、目標の更なる引上げ等を不断に検討していく。

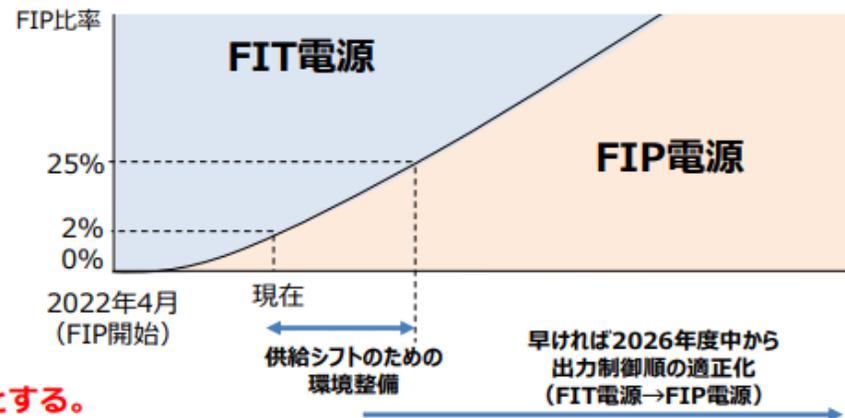
（※2） ①の措置によりFIT電源の出力制御率が増加する（再エネ買取量が減少する）ことに伴う国民負担減少分の範囲内で、バランスコストの更なる増額等を検討する。

- これにより、FIP電源（太陽光・風力）は、当面、出力制御の対象とならない（※3）。他方、FIT電源の出力制御確率は増加することとなる。

（※3） ただし、余剰が特に大きい日や制御回数が多いエリアでは、FIT電源に対する制御の後、FIP電源が制御される。

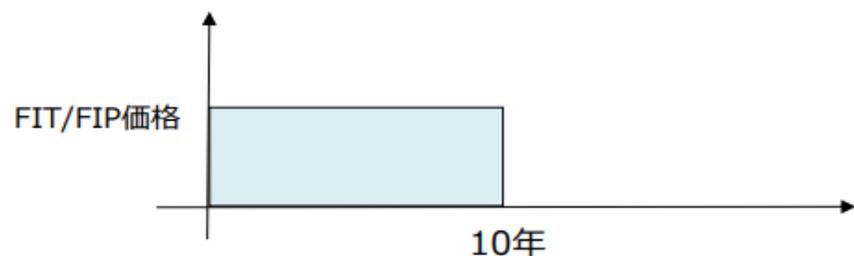


③④それぞれのカテゴリでFIT電源→FIP電源の順とする。

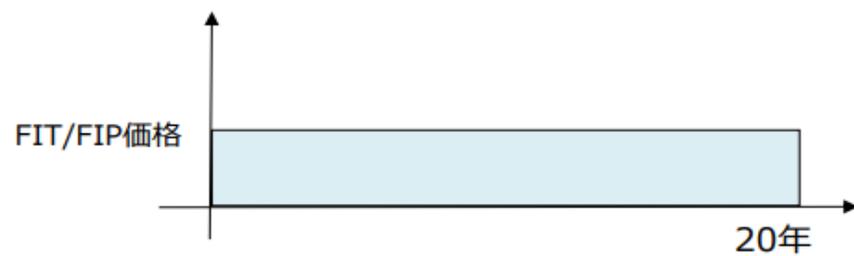


- 国は、屋根設置太陽光について、財務基盤や与信が小さい傾向にあること等も踏まえ、早期の投資回収を可能とする「初期投資支援スキーム」を導入する方針
- 本年10月からの導入に向けて、自家消費の促進や国民負担の抑制を前提に投資回収の早期化の効果最大化を図るために、支援機関や価格を検討中

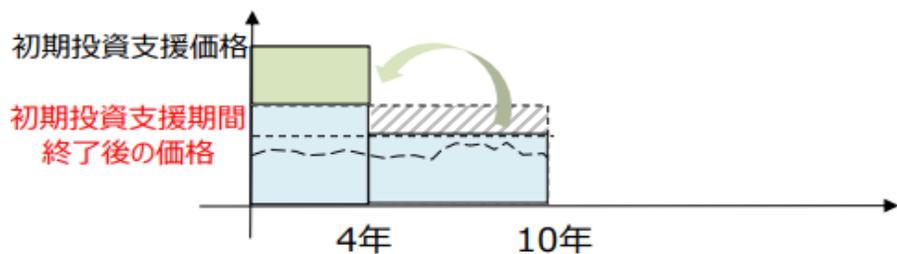
【住宅用太陽光（現行）】



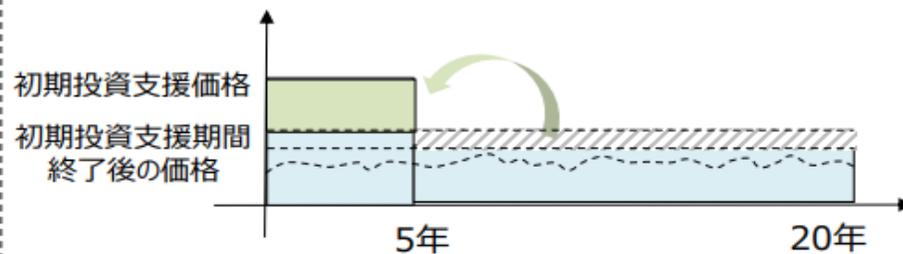
【事業用太陽光・屋根設置（現行）】



【住宅用太陽光（初期投資支援スキーム）】



【事業用太陽光・屋根設置（初期投資支援スキーム）】



※令和7年1月30日「第102調達価格等算定委員会」から抜粋
※住宅用太陽光は、PPAモデルの普及にも配慮等し、一定の猶予期間を設けて「階段型の価格設定」を適用することも検討中

- 企業の再エネ調達の状況は、RE100を目標とする企業においても世界的に低い状況
- 取引先や株主市場等から、2030年までのショートタイムで再エネ調達を要請されるケースも多い

RE100企業の再エネ調達の状況



※RE100参加企業数で日本は世界2位である一方で、RE100の評価では、日本は再生エネ調達のしやすさについて「市場環境が最も厳しい国」のワースト10位内に入っている

再エネ調達を要請する動き

■ GX会議での報告内容（2024年5月、抜粋）

我が国中小企業が取引先からCN要請を受けた割合

- ✓ 取引先から排出量計測・CNへの協力を要請された割合:
2020年7.7% ⇒ 2022年15.4%へ倍増
(55万社程度と推計される)

米・Apple：2030年までにサプライチェーン脱炭素化

- 2020年7月、2030年までにサプライチェーンも含めたカーボンニュートラルを目指すと発表し、サプライヤーがApple製品の製造時に使用する電力についても2030年までに再生可能エネルギー100%を目指す、との目標を公表。

■ ソニー、取引先も脱炭素 調達網全体で取り組み（2022年8月6日、日経新聞）

ソニーグループは、専門部隊が取引先の温暖化ガス削減計画を検証する活動を始めた。日立製作所も省エネ投資の効果を試算するシステムを取引先に提供する。カーボンニュートラル（CO2排出実質ゼロ）の達成に調達網などを含む削減が重要になり、取引先の管理や選別にもつながりそうだ。脱炭素社会へ取引先を含めて対策を進める動きが広がっている。

- 国は、次世代型太陽電池の普及に向けて、官民協議会のもと、新たな戦略を策定
- 官民一体となって、量産技術の拡大、生産体制の整備、需要の創出に三位一体で取り組み、2040年に約20GWの導入を目標とする

■ 戦略の概要

太陽電池産業を巡る過去の反省（中国等の海外勢に押され、日本の直近シェアが1%未満）を踏まえ、官民連携し世界をリードする「規模」と「スピード」で、時間軸の中で目標を定めながら、量産技術の確立・生産体制整備・需要創出を三位一体で進める。

・産業競争力の強化

最適な推進体制の構築、知的財産の有効活用 等

・量産技術の開発・生産体制の整備

2040年までに自立化が可能な発電コスト（10～14円/kWh※）の実現 等

※現在の主流であるシリコン型太陽電池は約10円/kWh

・国内での社会実装・需要創出・海外展開

2040年に約20GW※の導入、公共部門や環境価値を高く評価する企業での先行導入 等

※発電効率26.9%の場合：家庭の約1,100万世帯、2022年度の全国発電電力量の約5%に相当

・施行方法の確立

道路等のインフラ空間の活用を含めた幅広い検討 等

■ 官民協議会の概要 ※2024年11月現在

・普及に向けた戦略策定を目指すための官民の協議会。

＜構成員＞有識者：8名 民間事業者87社 自治体162（京都府含む）

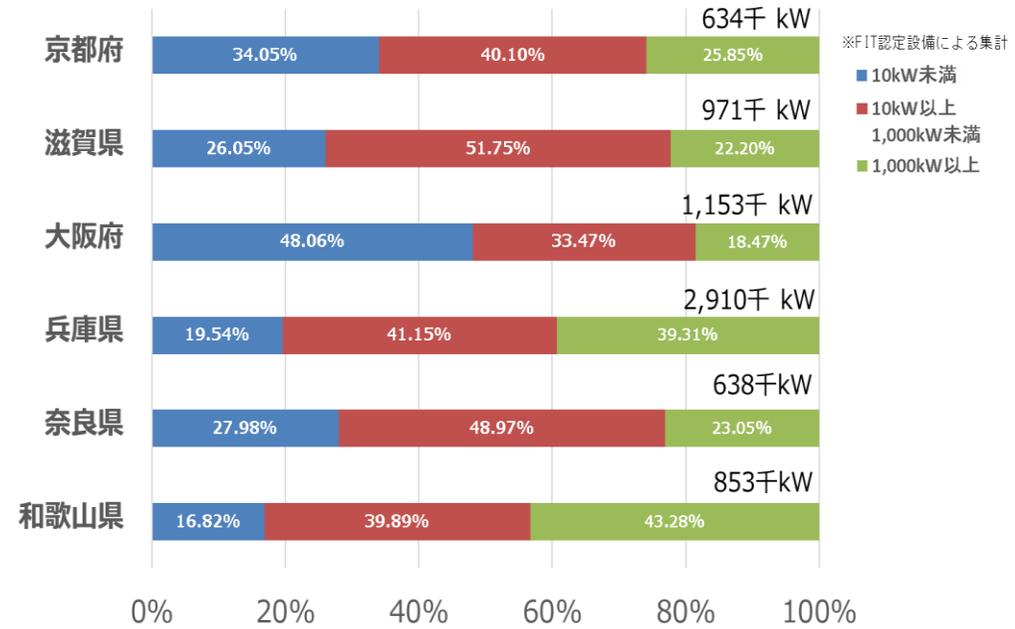
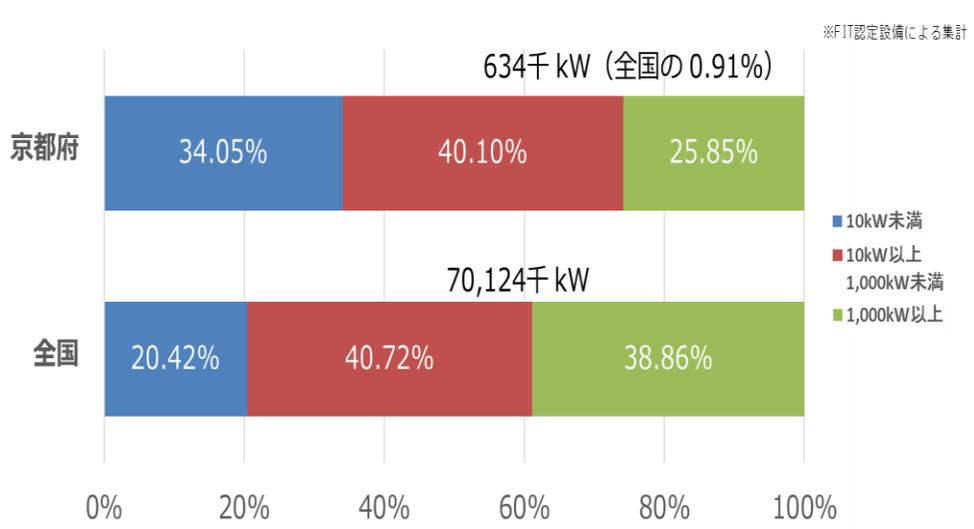
- 京都府は、森林が3 / 4を占め、可住地面積が全国平均より低く、**再エネの導入適地が少ない**
- **建築物の屋根や、これまで設置が進まなかった場所（例：駐車場）への導入が重要**

	森林率 (%)	可住地面積割合 (%、<順位>)
京 都	74	25.5、<37>
近隣府県		
滋 賀	51	32.3、<25>
大 阪	30	70.0、<1>
兵 庫	67	33.0、<24>
奈 良	77	23.1、<43>
和歌山	77	23.8、<42>
全国平均	67	33.0

※森林率：林野庁「都道府県別森林率・人工林等（令和4年3月31日現在）」
可住地面積割合：総務省「統計でみる都道府県のすがた2024」

府内の再エネ（PV）の普及状況

- 京都府内のPVの発電容量は全国の0.91%
- 1 MW以上の設備より10kW未満の割合が高い状況
- 住宅におけるPVの普及状況は3.5%と全国平均4.8%より少ない状況



※棒グラフは、資源エネルギー庁「FIT制度・FIP制度の事業計画認定情報」から京都府が作成

※住宅におけるPV導入状況は総務省「住宅・土地統計調査（令和5年）」より算出

- 関西エリアの回避可能原価は、全国平均を下回る状況
- 関西エリアにおいても、昨年度に太陽光発電設備等の出力制御が初めて発生

全国・関西の回避可能原価

・関西エリアの回避可能原価は全国平均に比べて低い傾向にあり、1円以下で取引される時間帯も多い状況

<全国平均>

年度	2024	2023	2022	2021
最大価格	44.42	52.71	100.38	80.02
最小価格	0.01	0.01	0.01	0.01
平均価格	12.1	10.8	20.5	13.5
1円以下のコマ数	404	975	725	291

<関西平均>

年度	2024	2023	2022	2021
最大価格	42.23	50.02	100	80.06
最小価格	0.01	0.01	0.01	0.01
平均価格	11.2	9.7	19.5	14.1
1円以下のコマ数	680	1,472	880	251

※2024年度は4/1~11/13

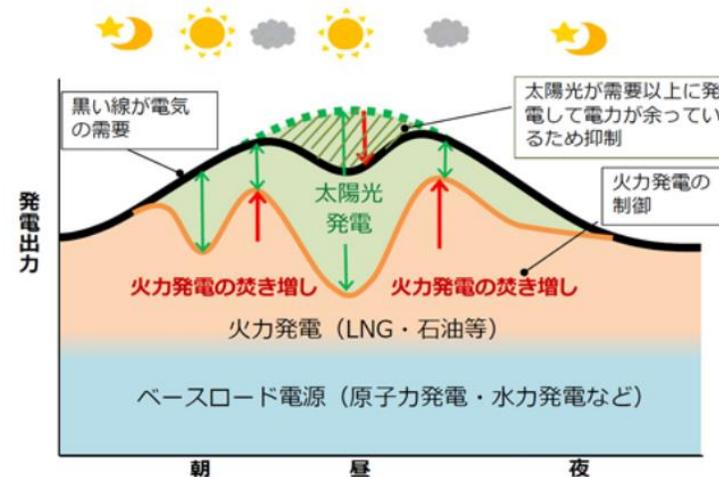
出力制御の状況

・関西エリアにおいては令和5（2023）年6月4日に初めて、太陽光発電設備等の出力制御が実施された。

万kW

年度	2024	2023
制御量	3,730	247
対象発電所	609,466	43,653

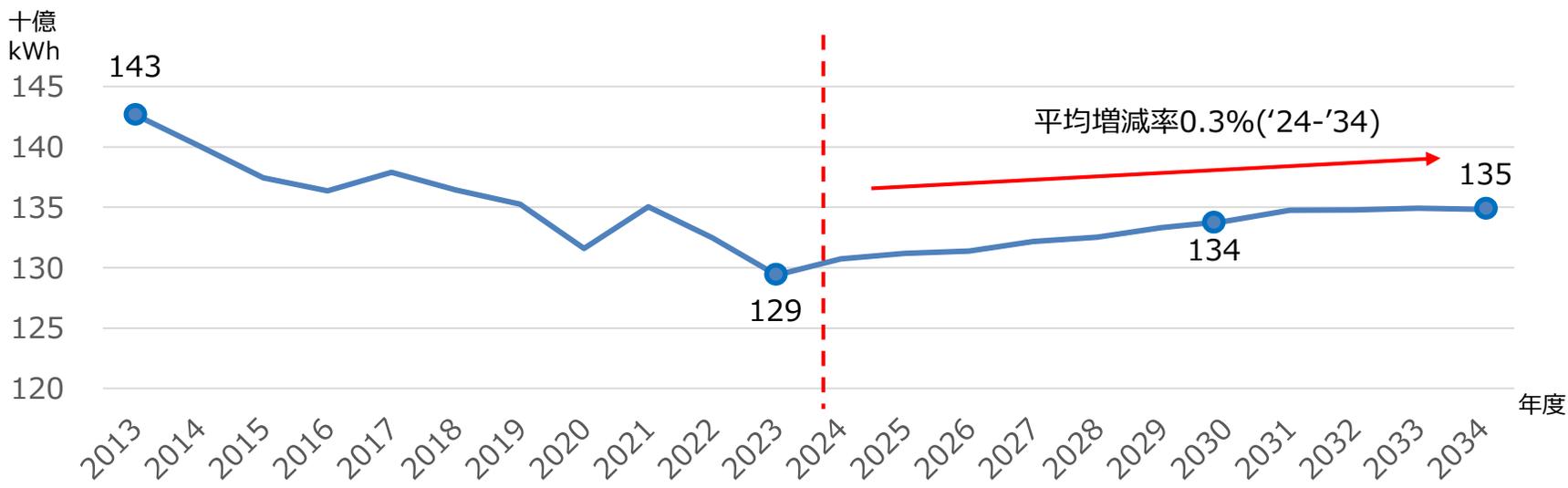
※11/8時点として関西電力送配電(株)から提供
 制御量は太陽光及び風力、対象発電所は太陽光のみ
 対象発電所は指示のため、実績とは異なる



関西エリアの電力需要

- 国は今後、データセンター等の整備促進等も相まって、電力需要が増加していく見通しを示す
- 最新の電力広域的運営推進機関の発表（1/22）によれば、関西エリアの電力需要は増加傾向

■ **関西エリアの電力需要（使用端）** ※電力広域的運用推進機関「全国及び供給区域ごとの需要想定（2025年1月22日）」から作成



■ **データセンターの整備促進と脱炭素電源の確保**

2024.10.13GX実行会議（第13回）

- ◆ データセンターの国内立地が増えれば、脱炭素電力に対する需要が高まるため、データセンターのエネルギー効率の改善に加え、供給源としての脱炭素電源の確保も加速させる必要。
- ◆ 今後のデータセンターの整備促進に当たっては、脱炭素電源の確保も促進しつつ、既存の電力インフラを活用可能な場所や将来的に電力インフラが立地する見込みがある場所の近傍への立地を誘導することが有効。その際、将来の光技術を活用したワット・ビット連携を見据えた段階的な対応が必要。

■ **京都府内で進む主なデータセンターの建設計画**

- ◆ 関西電力サイラスワンは2027年度中の営業開始を目指して、精華町での建設を計画（2024.9.12関西電力(株)発表）
- ◆ NTTグローバルデータセンター(株)を通じて、2025年度下半期のサービス開始を目指し、府内で建設を計画（2022.9.29NTT発表）

- 国は、水素基本戦略を改定し、水素社会の実現に向けて、グリーン水素の活用を促していく方針
- 大規模な需要地がない京都ではエネルギーを地産地消できる社会を目指し、グリーン水素の活用に向けた実証事業や、普及啓発等を展開

【水素基本戦略（令和5年6月改定）】

- ・関係府省庁が一体となって水素社会の実現に向けた取組を加速する
 - ① 導入目標 2030年 300万トン、2040年 1200万トン、2050年 2000万トン程度
(コスト目標：現在の100円/Nm³を2030年 30円/Nm³、2050年20円/Nm³)
 - ② 我が国水素コア技術が国内外の水素ビジネスで活用される社会の実現
 - ③ 規制・支援一体型の制度を需給の両面から措置、水素普及の加速化 等
- ⇒脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の「一石三鳥」を狙った大規模な投資を支援、産業部門等のグリーン水素への移行を促進 等

【京都府の取組例】

- ・水素は、次世代エネルギーとして貯蔵・運搬が可能で、発電や運輸など幅広い分野で活用可能と期待
- ・京都府では、水素社会の実現に向けて、「環境と経済の好循環」によるグリーン水素等の利活用の拡大を目指した取組を展開
 - ① 府中北部で燃料電池フォークリフトを活用した実証事業、水素ステーション等への支援事業
 - ② 将来の水素社会で活躍可能な人材を育成
 - ③ イベント等を通じた、府民や事業者等への普及啓発



- 2040年の実現したい将来像に向け、**一人ひとりの夢や希望が全ての地域で実現できる京都府を目指して、府政運営の羅針盤である総合計画を策定**
- **「安心」「温もり」「ゆめ実現」の3つの視点に基づく「あたたかい京都づくり」を推進**

1. 将来構想 2040年に実現したい京都府の将来像

1 人と地域の絆を大切に共生の京都府

子育てにやさしい社会は、全ての世代にとっても暮らしやすい社会です。一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、男性も女性も、子どもも高齢者も障害者も、外国人も、全ての人が地域で「守られている」「包み込まれている」と感じ、誰もが持つ能力を発揮し、生涯現役で活躍することのできる共生の社会づくりをめざします。

2 文化の力を継承し新たな価値を創造する京都府

地域の文化を継承・発展させ、京都府に住む人、学び働く人、訪れる人など全ての人を惹きつけ、さらには、文化が、観光、食、伝統産業から先端産業まであらゆる分野と融合し、京都流の新たな価値を創造し、発信し続ける社会づくりをめざします。

3 豊かな産業と交流を創造する京都府

大学や多様な企業、研究機関の集積を生かし、高度人材の確保、あらゆる産業分野の融合、ビッグデータの活用、さらには、AI、IoT分野の新たな技術開発やその活用により、社会課題を解決し、世界からも注目されるイノベーションを起こし、キラリと光り輝く企業が府内のあらゆる地域に立地している社会づくりをめざします。

4 環境と共生し安心・安全が実感できる京都府

頻発する自然災害の要因ともいわれる気候変動に適切に対応し、「脱炭素」で環境にやさしい社会を実現するとともに、ハード・ソフトの両面から、災害・犯罪等からの安心・安全、そして全ての地域が地域資源を生かした豊かさを実感できる地域づくりをめざします。

■8つのビジョンと基盤整備



「8つのビジョン」を支える人・物・情報・日々の生活の基盤づくり

■8つの広域連携プロジェクト

- 1 産業・物流広域連携プロジェクト
- 2 環境広域連携プロジェクト
- 3 文化・スポーツ広域連携プロジェクト
- 4 観光・交流広域連携プロジェクト
- 5 京都府北部地域連携都市圏広域連携プロジェクト
- 6 南丹地域スポーツ&ウェルネス&ニューライフ広域連携プロジェクト
- 7 京都府南部イノベーションベルト広域連携プロジェクト
- 8 グレーターけいはんな広域連携プロジェクト



- 京都は多くの歴史的遺産と優雅な伝統的文化に恵まれ、**国内では「日本人のこころのふるさと」として、国際的には「日本文化の象徴」として**広く知られている
- 長い歴史の中で紡ぎ受け継がれてきた豊かな文化をはじめ、**多彩な資源や大学・研究機関の知恵、多様な企業の集積など、京都ならではの「力（ポテンシャル）」**がある
- 「絆や交流の大切さ」こそ、京都の得意分野で、伝統から先端に至る多様な産業が集積し、**多彩な魅力によって、観光客、学生、研究者、ビジネスパーソンを国内外から集め続ける京都**がある

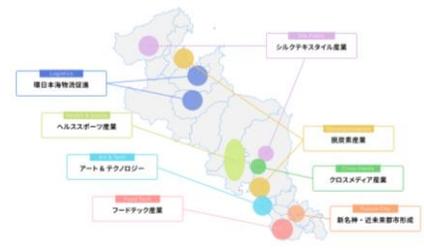
<京都議定書発祥の地>

ここ「京都」から世界の国、地域、人々、地球環境問題の解決に向けて取組む枠組みがスタート



<特色ある産業構造>

「観光」「伝統」産業、ハイテク産業など
京都ならではの**高付加価値の産業構造**



<歴史的資産や伝統的文化>

多彩な資源と活力ある地域



京都府の基本データ

都道府県魅力度ランキング	55.6ポイント	全国2位	令和6年度
面積	4,612km ²	全国31位	令和6年
人口	258万人	全国13位	令和2年
府内総生産	10兆1,680億円	全国13位	令和2年度
1人当たり府民所得	275万円	全国30位	令和2年度
製造業付加価値額	2兆4,798億円	全国16位	令和3年
大学数(人口10万人あたり)	1.33校	全国1位	令和4年度

都道府県魅力度ランキング(出所)：株式会社ブランド総合研究所

- **府庁や府有施設への再エネ導入は、2023年3月末で約3.6MWで、大半を自家消費している状況**
- **調査等を施設の老朽化、それに伴う耐久性や防水工事等の理由から適地が不足している状況**
(PPA導入について、土日の電力需要不足等が課題)
- 庁舎等の新設や改築の際には、「府庁の省エネ・創エネ実行プラン」により、脱炭素社会推進課に相談される体制となっている

電源種別	導入量 kW	発電量 千kWh	主な設置場所
太陽光	2,372	2,909	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 府立京都スタジアム（490kW）、生物資源研究センター（160kW）、府立京都学・歴彩館（106kW）等の354施設に導入 ➤ 府立高校等21校に合計335kW設置
水力	0.104	618	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 宇治浄水場、久御山広域ポンプ場及び畑川ダム等の3施設
バイオマス	1,165	0.571	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 洛南浄化センター、木津川上流浄化センターの2施設 ➤ バイオガスの発生を最適利用する運用方針でいずれも自家発電消費量の割合は2～3割程度
風力	0.6	0.478	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 府立京都八幡高等学校の1施設 ➤ 2001年に太鼓山風力（3基、最大2,250kW・1,521MWh）を運転開始も、老朽化等を理由に2020年に運転終了
合計	3,538	3,528	—

※大野水力発電（11,000kW）は電気事業のため、除外。合計は四捨五入で記載。

■ 目的

再生可能エネルギーの導入等を促進することが、温室効果ガスの排出の抑制を図る上で重要であるだけでなく、府民が安心・安全に利用することができるエネルギーの安定的な確保においても重要なことに鑑み、府が、再生可能エネルギーの導入等に関する施策を実施することにより、**府内のエネルギーの供給源の多様化及び再生可能エネルギーの供給量の増大を図り、もって、地球温暖化対策の更なる推進並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に寄与すること**を目的とする。

■ 規定内容

条 項	規定事項
第3条	【府】関係者との連携及び協働
第4条	【府・民・事】再エネの優先的利用（努力義務）
第5条	【府】実施計画の策定
第6条	【事】一般建築物（努力義務）
第7条	【事】特定建築物、準特定建築物（義務）
第8条	【府・事】不特定・多数が使用する施設（努力義務）
第9条	【事】小売電気事業者計画提出（義務）
第10～18条	【府】導入等支援団体の登録・支援

条 項	規定事項
第19～23条	【府】自立型再エネ導入等計画認定・支援
第24条	【府】広報・顕彰
第25条	【府】体制整備
第26条	【府】府民向け融資（努力義務）
第27条	【府】産業育成
第28条	【府】施策の評価・見直し（義務）
第29条	【事】環境への配慮（努力義務）
第30条	【府】財政上の措置（家庭向け自立型再エネ補助等）

■ 主な施行状況

条 項	施策の内容	検証期間	導入 件数	①再エネ 導入量	②予算規模 (補助額+減免額等)
第7条	特定建築物、準特定建築物への再エネ導入義務	H22～R5	387※1	44MW	—
第9条	小売電気事業者計画義務・公表制度	H28～R5	—	—	—
第10～18条	NPO団体等の登録認定・減免	H27～R5	11※1	94.5 kW	380千円
第19～23条	自立型計画認定・支援制度	H27～R5	84※1	1,795.3 kW	188,890千円
第25条	再エネコンシェルジュ認証制度	H28～R5	494※2	—	—
第26条	スマート・ハウス促進融資（低金利融資）	H23～R5	649※1	2,820 kW	(貸付：1,270,800千円)
第30条	家庭向け自立型再エネ設備設置補助	H28～R5	3,934※1	20,403 kW	799,155千円

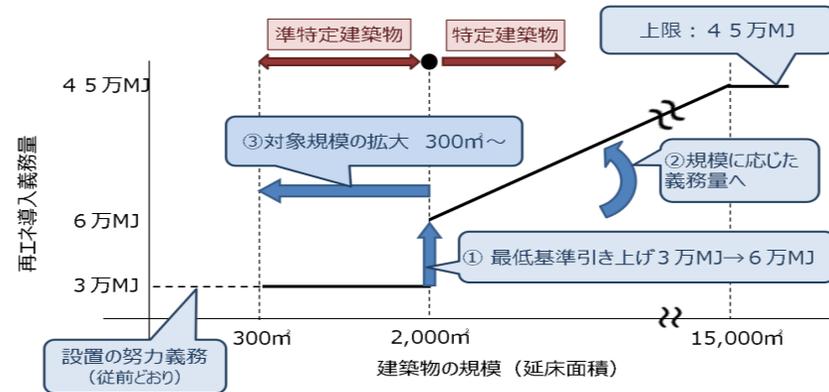
※1導入件数 ※2認証者数

- **再エネ条例に基づき、建築物（2,000㎡以上）への再エネ導入義務を2012年度から施行**
- **2022年4月に、対象建築物の範囲及び導入義務量を拡大（300㎡以上を対象に追加）**

■ 建築物の規模別の義務規定

	特定建築物	準特定建築物	小規模建築物
定義	延床2,000㎡以上	延床300㎡以上 2,000㎡未満	延床300㎡未満
再エネ導入義務	○	○	(努力義務)
導入義務量	6～45万MJ/年	一律3万MJ/年	—

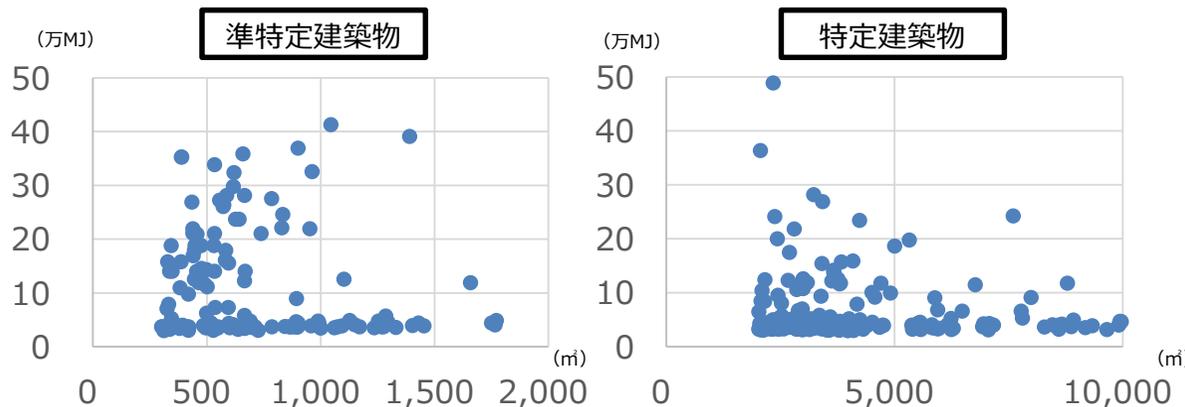
■ 延床面積と導入義務量（2020年度改正）



■ 施行状況

- 累計導入量（令和6年10月末時点）：**約533百万MJ/年 ≒ 約44MW**
 （うち太陽光約207百万MJ/年 ≒ 約17MW）

● 導入傾向



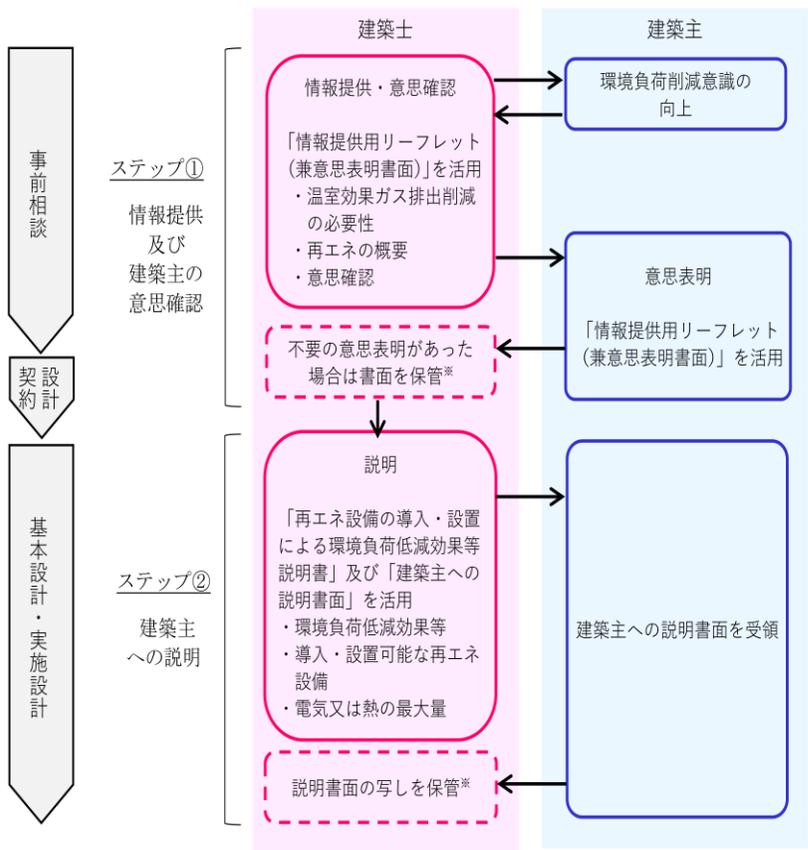
<義務量超過の割合>

特定建築物	総件数	200%超	500%超	1,000%超
改正以前	268	69	41	33
		26%	15%	12%
改正以降	26	11	10	8
		42%	38%	31%

準特定建築物	総件数	200%超	500%超	1,000%超
改正以降	148	70	46	17
		47%	31%	11%

- 京都府は、**建築士による建築主への再エネ導入等に係る説明義務を2021年度から施行**
 - ✓ 新・増築の建築物（延床面積10㎡以上）を対象に、建築主に対する再エネ利用設備に関する説明義務
 - ✓ 説明書面の保管義務（工事完了後3年間）

■ 説明義務のフロー図

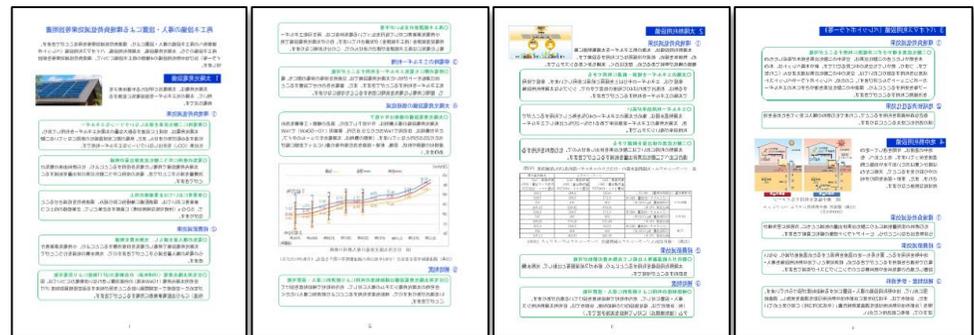


■ 手引きや説明資料等

- 説明義務制度の手引き
- 再エネ利用設備の導入・設置のお願い（リーフレット）



再エネ設備の導入・設置による環境負荷低減効果等の説明書



■ 施行状況

義務施行から3年が経過したため、本年度、建築主等にアンケートを実施

- 府内に電気の小売供給を行っている小売電気事業者を対象に、「**再生可能エネルギー供給拡大計画書**」の提出を義務付け、その内容等を公表することにより、環境負荷の少ない電気の供給に向けた自主的かつ計画的な取組を促進

■ 制度概要

対象者	京都府内に電気を小売供給している小売電気事業者
報告内容	<ul style="list-style-type: none">・再エネの小売供給の量の割合の拡大を図るための基本方針、実施しようとする措置の内容及び当該措置により達成すべき目標・当該計画の推進に係る体制・府内の電気需要者に対する再生可能エネルギーの導入等の促進に資する取組 等
提出書類	<ul style="list-style-type: none">・毎年度7月末日までに、当該年度を対象とした「再生可能エネルギー供給拡大計画書」の提出・上記計画書に基づく措置の実施状況について、翌年度7月末日までに「再生可能エネルギー供給拡大報告書」の提出

■ 施行状況 ※R5年度分

再生可能エネルギー供給拡大計画書：137

再生可能エネルギー供給拡大報告書：152

- 地域住民と協働して再エネ設備の導入を支援する団体を「導入等支援団体」として登録し、税制優遇（減免）を実施

■ 制度概要

対象者：地域住民と協働し、地域での再エネの導入等を行うための総合調整等を行う団体

営利を目的としない団体（特定非営利活動法人、一般社団法人 等）

優 遇：当該年度での導入等支援事業の活動実績がある場合

◆府民税（均等割）の課税免除

導入等支援事業の用に供する不動産を取得した場合（1団体につき1回限り）

◆不動産取得税の課税免除 ※平成28年1月1日以降の不動産の取得に限る

■ 施行状況 ※R6.11時点（予定含む）

登録団体：NPO法人市民共同発電をひろげる城陽の会

NPO法人きょうとグリーンファンド

導入件数：13件

導入量：122.02kW（安朱保育園、下鴨学園等）

- 中小事業者等による府内での自立型再エネの導入促進を目指し、**設備導入に関する計画認定制度を実施するとともに、計画認定を受けた設備導入に対する支援制度**

■ 制度概要

対象者	中小事業者（資本金の額1億円以下）、社会福祉法人、学校法人、個人事業者等
対象事業	再エネ設備と効率的利用設備（蓄電池・EMS）を新設・増設し、自家消費を目的として発電を行う必要 ※自家消費を目的とするため、固定価格買取制度等による全量売電は対象外 ※災害等の非常時に、導入する再エネ設備等で発電された電気を、その設置場所において一般の利用に供することができる構造であること。
対象設備	・再エネ設備（太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、水力発電、地熱発電） ・効率的利用設備（蓄電池、エネルギー・マネジメント・システム（EMS））
支援制度	計画認定に基づく設備導入に際して、以下のいずれかの優遇を選択可能
税減免	計画認定に基づく設備導入に関する法人事業税・個人事業税の減免 設備取得価格の1/3（上限1,000万円）
補助金	計画認定に基づく設備導入に関する補助金の交付 ・効率的利用設備2種同時の場合 補助対象経費の1/2（上限400万円） ・効率的利用設備1種の場合 補助対象経費の1/3（上限400万円）

■ 施行状況 ※R6.11時点（予定含む）

- ・計画認定：108件 税減免：24,362千円 補助金：234,052千円 導入量：2,860kW
- ・**条例上、令和8年3月31日限りで効力を失う（＝規定自体が失効）**

- **府民が安心して気軽に再エネ導入について相談できる専門家**（工務店や家電量販店等に勤務する者）を登録、育成し、京都府が認証

■ 制度概要

対象者	住宅新築・リフォームに関する工務店・ハウスメーカー等の事業者、家電販売及び屋内電気工事を行う事業者等を中心に、コンシェルジュ活動（府民に直接再エネ導入を積極的かつ適切に説明を行うこと）が可能な者
認証手続	再エネに関する研修を受講し、試験に合格された者を京都府が認証 研修例：太陽電池の廃棄について 再エネを無駄なく活用する蓄電システム等 電気料金値上がりの現用と企業の対応策 等

■ 施行状況 ※R6.4時点

- ・認証者数：215名 相談件数：1,591件（R5年度）
- ・イオンモール等において再エネ普及のイベントを実施

- エネルギー効率が高く、環境への負荷が小さい次世代型住宅（スマートハウス）の普及を促進するため、**住宅への太陽光発電設備等の設置を支援するための融資**

■ 制度概要

対象者	<ul style="list-style-type: none">・ 住所が京都府内にあること・ 年齢が満20歳以上満70歳未満かつ償還完了時における年齢が満75歳未満であること
対象住宅	<ul style="list-style-type: none">・ 申込者が府内に居住している住宅（一般型）・ 親等（※）が府内に居住している住宅（親孝行型） <p>※申込者の父母、祖父母、配偶者の父母、祖父母であって、申込者と同居していないこと。年齢が満60歳以上であること。</p>
対象設備	①太陽光発電設備 ②太陽熱利用設備 ③家庭用蓄電池 ④エコキュート ⑤エコジョーズ ⑥エネファーム ⑦V2Hシステム ⑧薪ストーブ ⑨ペレットストーブ ⑩断熱工事（外壁、窓等）
融資内容	限度額：350万円 利率：0.5% 期間：10年以内

■ 施行状況 ※R6.11時点

- ・融資件数：660件 融資金額：1,280,900千円 導入量：2,857kW
- ・提供金融機関：京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、
関西みらい銀行、JAバンク

- **太陽光発電で発電した電気を、蓄電池で溜めて賢く使う**ことで、系統の負荷を低減させ、災害等による停電時でも対応できる生活スタイル（エネルギーの自立化）を促進するため、**23市町と連携して太陽光発電と蓄電池の同時導入を支援**

■ 制度概要

府最大 13万円上乗せ

太陽光発電： 1万円/kW（上限4万円）
蓄電池： 1.5万円/kWh（上限9万円）

+

市町村独自補助金額
（1～12万円）
金額は市町村により異なる。

<実施市町>

京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、精華町、京丹波町、伊根町、与謝野町

■ 施行状況 ※R6.3時点

・件数：3,934件、金額：799,155千円